

「仲卸業者の経営状況」について

「仲卸業者の経営状況」は、仲卸業者から提出された事業報告書（平成 24 年 1 月から同年 12 月までに終了した事業期間に係わるもの）を基に取りまとめたものです。東京都中央卸売市場の、仲卸業者の現状を知るうえでの参考にしてください。

仲卸業者の経営状況（概要）

依然厳しい経営状況だが、収益面で若干の改善が見られる — 6割が財務基準に抵触—

【調査方法】

平成25年9月までに提出された仲卸業者の事業報告書（平成24年1月1日から同年12月31日までに終了した事業期間に係わるもの）をもとに、企業会計原則等に基づき修正し集計した。

サンプル数：1,040社（水産物部658社、青果部310社、花き部44社、食肉部28社）

【ポイント】

○ 減収だった業者の割合は改善、1社当たり売上高も増加

全体では51.6%の業者が減収となったものの、前年（61.9%）と比較するとその割合は改善した。1社当たり売上高についても前年に比べ1.5%増加した。

○ 営業損益、経常損益とも赤字計上の業者の割合は改善

営業損益では全体の55.3%（前年64.9%）が、経常損益では全体の44.9%（前年55.4%）が赤字を計上したが、前年と比べその割合は改善した。減収した業者の割合が改善したこと及び全体の60.7%（前年63.5%）の業者の人件費を中心とした経費削減努力が奏功した結果となった。

○ 約3割の業者が借入金比率100%以上

借入金比率（借入金／総資本）は全体で54.5%と前年（54.9%）と比べて若干減少した。全体の10.1%（前年10.8%）の業者が無借金経営をしている一方で、29.7%（前年30.6%）の業者は借入金比率が100%を超えており、債務負担は依然重い。

○ 財務基準抵触業者（※）の割合は6割を超える

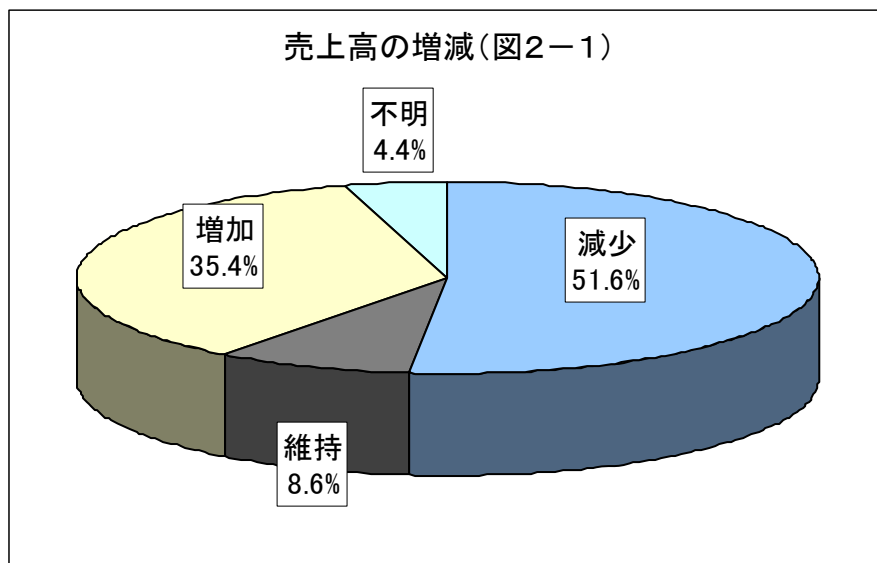
財務基準抵触業者は全体で598業者（62.2%）であり、前年（63.0%）と比較してその割合は若干減少したが、依然として厳しい経営状況であった。

（※）東京都中央卸売市場条例第102条第3項で規定されている、①流動比率100%未満、②自己資本比率10%未満、③3期連続経常損失のいずれかに該当した業者

【概要】

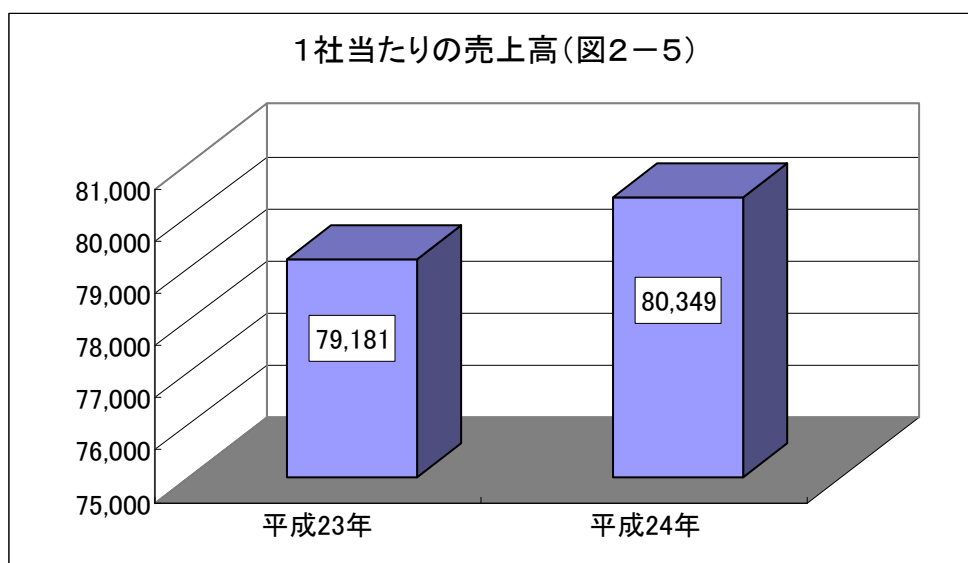
1 減収だった業者の割合は改善

全体では 51.6%の業者が売上高の減少となったが、前年（61.9%）と比べるとその割合は改善した。部類別に減少した業者の割合をみると、水産物部は 52.1%（前年 70.8%）、青果部は 49.4%（前年 42.9%）、花き部は 52.3%（前年 65.9%）、食肉部は 64.3%（前年 63.0%）となっており、水産物部及び花き部では改善が見られた。



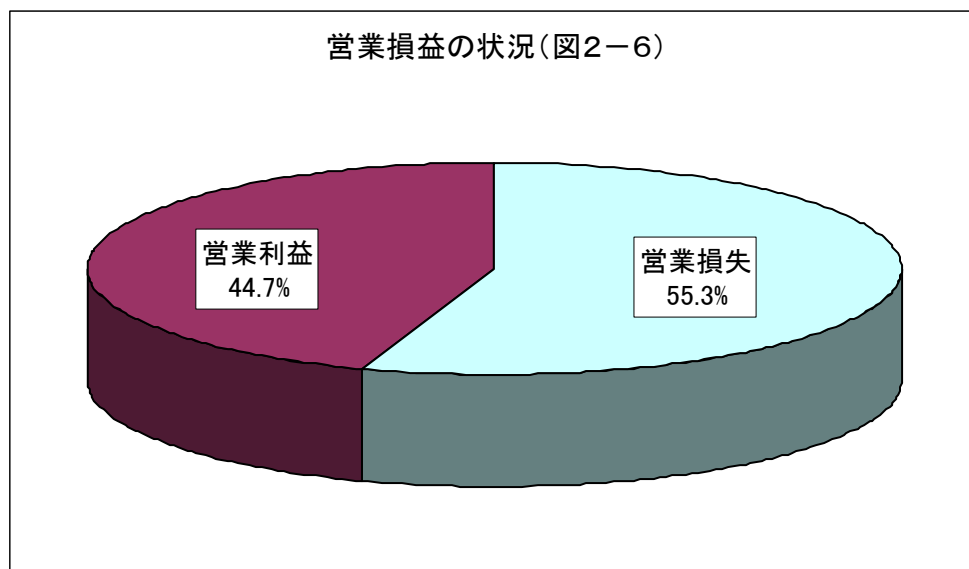
2 1社当たりの売上高は増加

1社当たりの売上高は8億349万円で、前年(7億9,181万円)に比べ1.5%増加した。部類別を見ると食肉部以外の部類では前年に比べ増加した。



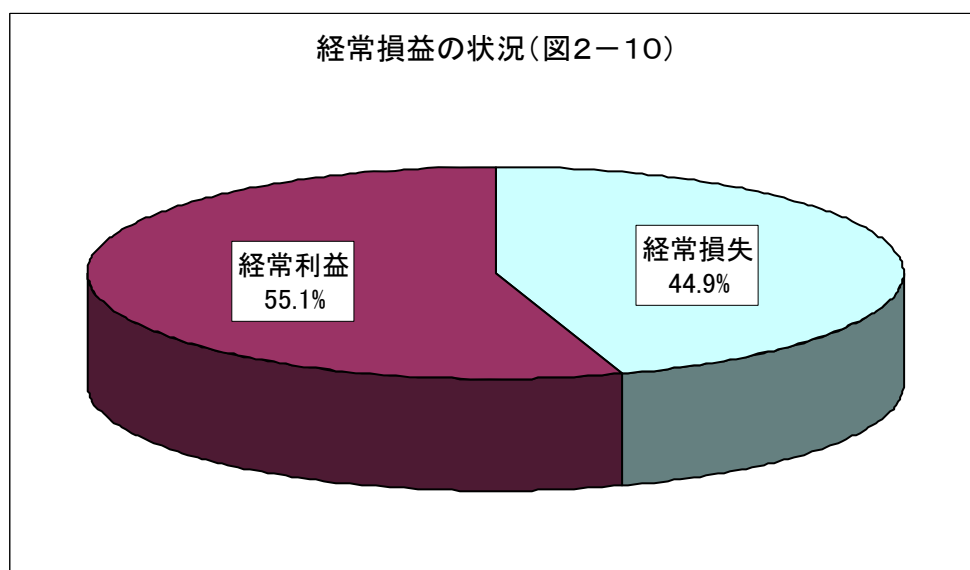
3 営業損益は赤字計上の業者の割合が改善

全体の55.3%が営業赤字で、前年(64.9%)と比べその割合は改善した。部類別に営業赤字であった業者の割合を見ると、水産物部は59.1%(前年69.7%)、青果部は49.4%(前年58.4%)、花き部は40.9%(前年43.2%)、食肉部は53.6%(前年59.3%)となっており、全ての部類で前年に比べ改善している。



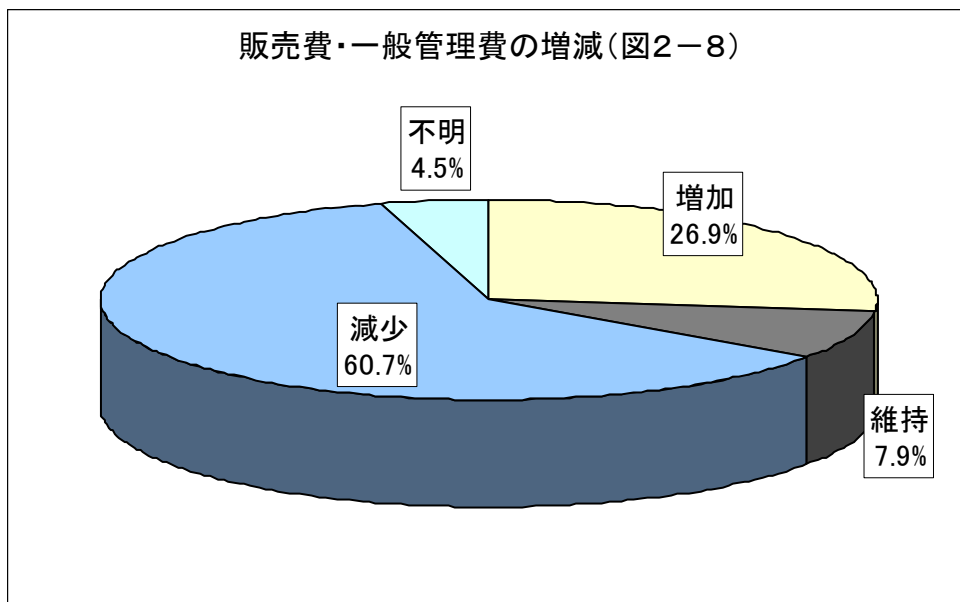
4 経常損益は半数以上が黒字計上

全体の44.9%が経常赤字で、前年(55.4%)と比べその割合は改善した。部類別に経常赤字であった業者の割合を見ると、水産物部は48.2%(前年61.6%)、青果部は39.4%(前年47.0%)、花き部は31.8%(前年31.8%)、食肉部は50.0%(前年40.7%)となっており、水産物部及び青果部においては改善されたが、食肉部で前年に比べ悪化している。



5 経費の削減

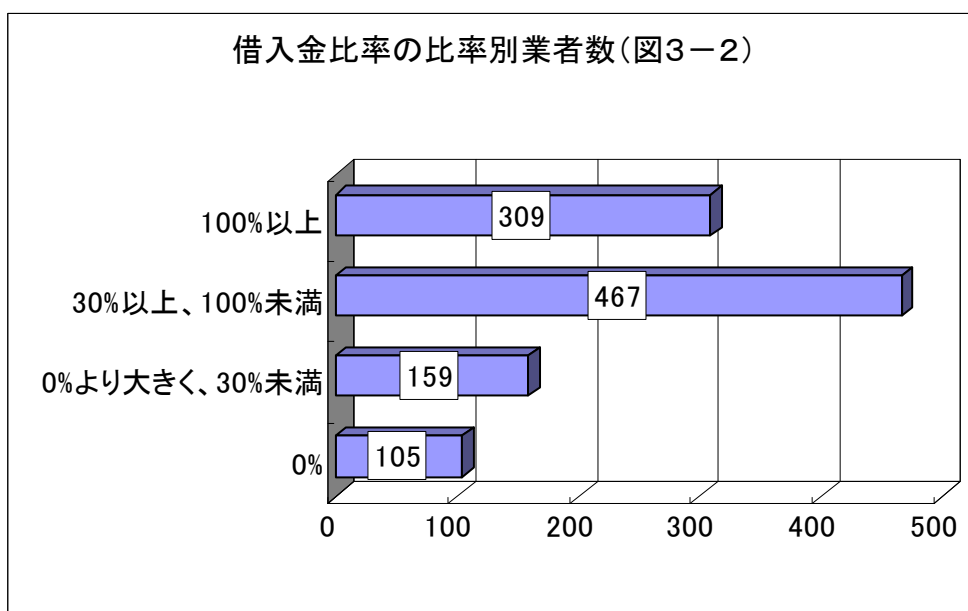
販売費及び一般管理費（人件費を含むいわゆる経費）を削減した業者は、全体の60.7%となっており、各業者の経営努力がうかがえる。



6 約3割の業者が借入金比率100%以上

借入金比率（借入金／総資本）は全体で54.5%と、前年（54.9%）に比べ若干減少した。

借入金比率別に見ると、無借金経営（借入金比率0%）の業者が105社（10.1%）である一方、借入金比率が100%以上の業者が309社（29.7%）と3割に上る。これを部類別にみると、水産物部では借入金比率が100%以上の業者が35.6%となっており、青果部21.6%、花き部15.9%、食肉部3.6%と比べ債務負担が重くなっている。



7 財務基準抵触業者の割合は6割を超える

3期連続して事業報告書が提出されている仲卸業者(法人事業者)のうち、条例上の財務基準に抵触している業者は全体の62.2%であった。前年(63.0%)に比べ若干改善しているが、依然として高い割合となっている。部類別に財務基準抵触業者の割合をみると、水産物部は69.0%と非常に高い割合で抵触している。青果部では52.9%、花き部では48.8%、食肉部では29.6%となっている。

財務基準抵触業者数

	財務基準 抵触業者	財 務 基 準			全ての基準 に抵触	調査対象 業者(※)
		流動比率 100%未満	自己資本比率 10%未満	3期連続 経常損失		
全 体	598 業者 ^[62.2%] (614 業者)	316 業者 (319 業者)	508 業者 (508 業者)	235 業者 (245 業者)	108 業者 (103 業者)	962 業者 (974 業者)
水産物部	416 業者 ^[69.0%] (432 業者)	235 業者 (246 業者)	356 業者 (362 業者)	166 業者 (174 業者)	80 業者 (78 業者)	603 業者 (616 業者)
青果部	153 業者 ^[52.9%] (153 業者)	70 業者 (59 業者)	127 業者 (122 業者)	59 業者 (64 業者)	24 業者 (21 業者)	289 業者 (288 業者)
花き部	21 業者 ^[48.8%] (20 業者)	8 業者 (9 業者)	20 業者 (19 業者)	5 業者 (4 業者)	2 業者 (3 業者)	43 業者 (43 業者)
食肉部	8 業者 ^[29.6%] (9 業者)	3 業者 (5 業者)	5 業者 (5 業者)	5 業者 (3 業者)	2 業者 (1 業者)	27 業者 (27 業者)

※ 平成22、23、24年の3期連続して事業報告書が提出された業者。

[]内パーセンテージは全体又は部類ごとの調査対象業者に占める財務基準抵触業者の割合
下段 ()内は前年の調査結果